

①件名	石巻市環境保全率先行動計画の策定について												
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 本計画は、市が率先して環境に配慮した行動を行うことで、市民・事業者に対して環境保全への取組を誘導・喚起し、環境負荷の低減を図ることを目的として、全庁的に取組を推進していくことを目指し策定された計画であり、平成10年度より見直しを行いつつ継続して実施してきたが、震災以降は計画の見直し及び全庁的な取組を行わずにいた。</p> <p>このような中、本市においては、平成28年4月1日から新しい環境基本計画が実施されるとともに、同計画が「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地域計画も兼ねることから、本計画を再開し、職員（庁内）へ再度環境に配慮した取組を徹底していくことで、地球温暖化対策を率先して進めていくこととした。</p> <p>【目的】 本計画は、これまでの取り組みの結果を踏まえ、省エネルギーやグリーン購入など環境に配慮した行動を自ら率先して実行することで、市民・事業者に対して環境保全への取組を誘導・喚起し、環境負荷の低減を図ることを目的とする。</p>												
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3 ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第10条 ・石巻市環境基本条例第16条2項及び第24条 ・石巻市環境保全会議設置要綱 <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は 【個別計画との整合性】：石巻市環境基本計画</p>												
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">平成10年10月</td> <td>石巻市環境保全率先行動計画（第Ⅰ期）策定</td> </tr> <tr> <td>平成12年4月</td> <td>石巻市環境保全率先行動計画（第Ⅱ期）策定</td> </tr> <tr> <td>平成20年4月</td> <td>石巻市環境保全率先行動計画（第Ⅲ期）策定</td> </tr> <tr> <td>平成23年3月</td> <td>震災の影響により中断</td> </tr> <tr> <td>平成28年2月</td> <td>石巻市環境保全会議において計画（案）承認</td> </tr> <tr> <td>平成28年3月</td> <td>石巻市環境基本計画策定</td> </tr> </table>	平成10年10月	石巻市環境保全率先行動計画（第Ⅰ期）策定	平成12年4月	石巻市環境保全率先行動計画（第Ⅱ期）策定	平成20年4月	石巻市環境保全率先行動計画（第Ⅲ期）策定	平成23年3月	震災の影響により中断	平成28年2月	石巻市環境保全会議において計画（案）承認	平成28年3月	石巻市環境基本計画策定
平成10年10月	石巻市環境保全率先行動計画（第Ⅰ期）策定												
平成12年4月	石巻市環境保全率先行動計画（第Ⅱ期）策定												
平成20年4月	石巻市環境保全率先行動計画（第Ⅲ期）策定												
平成23年3月	震災の影響により中断												
平成28年2月	石巻市環境保全会議において計画（案）承認												
平成28年3月	石巻市環境基本計画策定												
⑤主な内容	<p>制度の主な内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 温室効果ガス削減目標等の設定及び環境配慮行動の啓発 (2) 各課の取組状況についてのエネルギー消費量等の集計 (3) 環境保全会議による点検、評価 (4) 庁議における報告 (5) 市ホームページ及び石巻市環境白書での公表 <p>計画期間 平成28年度～平成30年度</p>												

<p>⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【効果】</p> <p>(1) 自らの事務及び事業に伴う環境への負荷を抑制し、地域の環境を保全できる。</p> <p>(2) 温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化を防止できる。</p> <p>(3) 市自らが消費活動・経済活動の主体として率先して行動することにより、市民・事業者に対して環境保全への取組を誘導・喚起できる。</p> <p>(4) 省エネルギーの推進による光熱費の削減（市財政への負担軽減）が期待できる。</p> <p>【市財政の負担等】</p> <p>特になし</p>
<p>⑦他の自治体の政策との比較検討</p> <p>他自治体においても、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画として同様の計画を策定しており、全地方公共団体（1,788団体）中、約8割（1,436団体）が策定済みである（平成26年10月1日現在）。以下は、その例である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県：宮城県環境保全率先実行計画（第4期） ・仙台市：新・仙台市環境行動計画 ・登米市：第3期登米市地球温暖化対策率先実行計画 ・大崎市：大崎市公共施設地球温暖化対策率先実行計画（第2次） （他県内20市町村で策定済み）
<p>⑧今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>平成28年4月 施行予定</p> <p>平成28年5月 職員向け説明会</p>
<p>⑨その他</p> <p>特になし</p>